

## しがスポーツボランティア協議会 規約

### (名 称)

第1条 この会は、しがスポーツボランティア協議会（以下、「本会」という）と称する。

### (目 的)

第2条 スポーツボランティアは、大会等のスポーツイベントや地域での日常的なスポーツ活動において、運営スタッフや指導者など様々な立場からスポーツを支えており、本県におけるスポーツの振興に重要な役割を担っている。

本会は、県民がスポーツボランティア活動へ気軽に参加できる枠組を整備し、その活動を様々に支援することにより、スポーツボランティアの意義や魅力、楽しさ等を広く普及し、もって本県におけるスポーツボランティア文化の定着を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツボランティアの普及、養成のための研修に関する事業
- (2) スポーツボランティアの実践の機会の提供に関する事業
- (3) スポーツボランティアの活動参加を促進する魅力ある事業
- (4) スポーツボランティアの募集・登録と管理に関する事業
- (5) 自立運営に向けた運営基盤の充実強化に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (組織および会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体をもって構成する。

- 2 本会に入会しようとする団体は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 監 事 1名
- 2 会長は、滋賀県文化スポーツ部長をもって充てる。
  - 3 副会長および監事は、総会において会員の中から選任する。

( 役員 の 職務 および 任期 )

第 6 条 会長は、本会を代表し、本会の運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務および財産の状況を監査して会長に報告する。
- 4 役員 の 任期 は、2 年 とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠によって選任された役員 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 とする。

( 会 議 )

第 7 条 会議は、総会および幹事会とする。

( 総 会 )

第 8 条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年 1 回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次の事項について審議し、議決する。
  - ( 1 ) 事業計画および収支予算に関すること
  - ( 2 ) 事業報告および決算に関すること
  - ( 3 ) 役員 の 選任 および 解任 に関すること
  - ( 4 ) その他重要な事項
- 5 総会の議長は会長が行う。
- 6 総会の議事については、出席会員の過半数により決するものとする。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。但し、「出席会員」は「会員」に読み替えるものとする。

( 幹事会 )

第 9 条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長および幹事をもって構成する。
- 3 幹事は、会員の中から会長が指名する。
- 4 幹事長は幹事の互選により選出する。
- 5 幹事会は次の事項を審議する。
  - ( 1 ) 総会に付議すべき事項
  - ( 2 ) その他本会の運営及び事業に関し必要な事項
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

7 前条第6項および第7項の規定は幹事会について準用する。

(オブザーバー)

第10条 本会の活動方針に関し助言を受けるため、本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて、本会の活動方針に関し、本会および事務局に助言をすることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、公益財団法人滋賀レイクスターズ内に置く。

(経費)

第12条 本会の運営に要する費用は、補助金、助成金、寄付金、協賛金その他収入等をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、令和3年7月28日から施行する。